

板橋区エネルギー価格高騰対策設備更新助成金交付要綱

(令和4年11月2日区長決定)

(目的)

第1条 この要綱は、エネルギー価格の高騰により、経営の悪化が懸念される中小企業その他法人及びフリーランスを含む個人事業者（以下「事業者」という。）に対し、板橋区エネルギー価格高騰対策設備更新助成金（以下「助成金」という。）を交付することにより、区内事業者の事業継続の支援を図ることを目的とする。

(助成対象事業者)

第2条 助成金の給付対象となる事業者は、次の各号の全てを満たすものとする。

(1) 中小企業基本法第2条に規定する中小企業者であること。ただし社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、学校法人、農事組合法人、農業法人（会社法（平成17年法律第86号）の会社又は有限会社に限る。）、組合（農業協同組合、生活協同組合、中小企業等共同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく組合等に限る。）及び有限責任事業組合は、次に掲げる資本金額若しくは出資金額又は従業員数のいずれかの基準を満たさなければならない。

ア 資本金の額又は出資の総額が3億円以下

イ 資本金の額又は出資の総額が定められていない場合にあっては、常時使用する従業員の数が300人以下

(2) 前号の中小企業者のうち、中小企業及びその他法人の場合にあっては、活動実態および事業所の所在地が区内であること。フリーランスを含む個人事業者の場合にあっては、売上のある事業所の所在地が区内であること。

(3) 申請日現在、中小企業及びその他法人の場合にあっては、法人住民税を滞納していないこと。フリーランスを含む個人事業者の場合にあっては、特別区民税及び軽自動車税を滞納していないこと。

(4) 助成金の受給後も、引き続き区内で事業を継続する意思があること。

(5) 国若しくは地方公共団体又は公益財団法人東京都中小企業振興公社、商工会議所その他これに類する団体から、同一の内容で助成金等を受けていないこと。

(6) 被雇用者又は社会保険（健康保険）の被扶養者でないこと。

(7) 国、法人税法別表第1に規定する公共法人でないこと。

(8) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項から第10項まで及び第13項第2号に規定する事業者に該当しないこと。

(9) 宗教上の組織又は団体でないこと。

(10) 政治団体でないこと。

(11) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

2 前項の規定によるほか、この要綱の趣旨に鑑みて、助成金の給付対象として適当な事業者であると板橋区長（以下「区長」という。）が特に認める場合は、当該事業者を助成対象とすることができる。

(助成の交付対象)

第3条 交付対象となる助成対象経費は、次の各号の条件をすべて満たすものとする。

(1) 事業の目的を達成するために必要な経費であること。

- (2) 設備の更新に係る経費であること。
- (3) エネルギー価格高騰の影響緩和に対する経費であること。
- (4) 補助対象期間内に契約、納品、施工、支払などの全ての手続が完了する経費であること。
- (5) 補助対象の用途、単価、仕様、数量等が申請書類により確認可能であること。
- (6) 発注先が日本国内に所在する法人であること。

(助成額)

第4条 区が対象事業者に交付する助成金の額は、次のとおりとする。

- (1) 中小企業及びその他法人については、助成対象経費の3分の2以内の額又は助成限度額50万円のいずれか低い額とする。ただし、板橋区内の事業者から更新設備のすべてを調達する場
合については、5分の4以内の額又は助成限度額50万円のいずれか低い額とする。
 - (2) フリーランスを含む個人事業者については、助成対象経費の3分の2以内の額又は助成限度
額20万円のいずれか低い額とする。ただし、板橋区内の事業者から更新設備のすべてを調達
する場合については、5分の4以内の額又は助成限度額20万円のいずれか低い額とする。
- 2 前項の規定により算出した助成金の額に1千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨て
る。

(申請)

第5条 助成金対象事業者は、助成金の給付を受けようとするときは、区長が定める期日までに、
申請書、誓約書及びその他区長が必要と認める書類を添えて、区長に提出しなければならない。

- 2 次条の規定により助成金の給付を決定した場合は、前項の規定による申請をもって助成金の給
付の請求があったものとみなす。

(助成の決定等)

第6条 区長は、前条第1項の申請書の提出を受けた場合は、その内容を審査した上で助成の適否
を決定する。

- 2 区長は、前項の規定により助成金の給付を決定したときは、助成金給付可否決定通知書により
申請を行った対象事業者にその旨を通知するとともに、口座振込の方法により助成金を支払うも
のとする。
- 3 区長は、前項の規定により助成金の給付を行わないことを決定したときは、その理由を付して、
申請を行った対象事業者にその旨を通知する。
- 4 区長は、第2項の決定に際して、必要な条件を付することができる。

(助成金の交付)

第7条 区長は、第4条の規定により算定した額を限度として、前条の規定に基づき決定した助成
金の額を給付する。

(助成決定の取消し及び助成金の返還)

第8条 区長は、助成金の交付決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該決
定を取り消すことができる。

- (1) 第2条に規定する要件に該当しなくなったとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により助成金の給付を受けたとき。
- (3) 助成金の交付決定の内容又は第6条第4項の規定により付した条件に違反したとき。
- (4) その他区長が不相当と認めるとき。

2 区長は、前項の規定により交付決定の取消しを行った場合は、取消通知書により対象事業者に
その旨を通知する。

3 区長は、前項の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、助成事業の当該取消

に係る部分に関し、既に助成事業に助成金が支払われているときには、期限を定めて取消通知書兼返還請求書により助成事業者はその返還を命じるものとする。

(助成金の経理等)

第9条 交付決定を受けた事業者（以下「交付事業者」という。）は、本事業に係る経理について収支の事実を明らかにした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を交付事業者が行う事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存するものとする。

(取得財産等の管理及び処分)

第10条 交付事業者は、交付事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）について台帳を設け、その管理状況を明らかにしなければならない。

- 2 交付事業者は、取得財産等については、助成事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、助成金の交付目的に従って、その効率的運営を図らなければならない。
- 3 交付事業者は、取得財産等を助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保にしようとするときは、取得財産等処分承認申請書をあらかじめ区長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該取得財産等が「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年3月31日付号外大蔵省令第15号）に規定する年数を経過している場合は、この限りでない。
- 4 区長は、前項の規定により承認を受けた交付事業者が当該取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれる場合は、交付した助成金の全部又は一部に相当する金額を納付させるものとする。

(検査)

第11条 交付事業者は、区長が区職員をして、交付事業者が行う事業の運営及び経理等の状況その他の必要な事項について報告等を求めた場合には、これに応じなければならない。

(違約金及び延滞金の納付)

第12条 第8条の規定により助成金の交付決定の全部又は一部の取消しを行い、同条の規定により助成金の返還を命じたときには、区長は、交付事業者が助成金を受領した日から返還の日までの日数に応じ、助成金の額（一部を返還した場合のその後の期間において既返還額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を助成事業者に納付させなければならない。

- 2 助成金の返還を命じた場合において、助成事業者が定められた納期日までに助成金を納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付させなければならない。
- 3 前2項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

(違約加算金の基礎となる額の計算)

第13条 前条第1項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、交付事業者の納付した金額が返還を命じた助成金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた助成金の額に充てるものとする。

(延滞金の基礎となる額の計算)

第14条 第12条第2項の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた助成金の納付額の一部を納付したときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の基礎となる未納付額は、その納付金額を控除した額による。

(その他)

第 15 条 この要綱に定めのない事項は、東京都板橋区補助金等給付規則（昭和 42 年板橋区規則第 3 号）に定めるもののほか、産業経済部長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和 4 年 11 月 2 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。